

令和 8 年度 国営造成施設総合水利調整管理事業

旧迫川地区水利権変更協議資料作成業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 国営造成施設総合水利調整管理事業旧迫川地区水利権変更協議資料作成業務（以下「本業務」という）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、一級河川北上川水系旧迫川における旧迫川地区用水の水利使用を変更するため、河川協議図書の作成を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする地域は、宮城県登米市、大崎市及び遠田郡涌谷町地内であり、別添位置図に示すとおりである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-4条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備等

(土地の立入り等)

第1-5条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立ち入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(一般事項)

第1-6条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1－7条 管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第1－8条 担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－9条 共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 共通仕様書第1－12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1－10条 受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(対象施設)

第2－1条 本業務の水利使用対象は次のとおりである。

番号	施設名	河川名等	位置
1	米山揚水機	旧迫川	宮城県遠田郡涌谷町小里字岸ヶ森 51 の 4 番地先
2	簗岳揚水機	旧迫川	宮城県遠田郡涌谷町太田字新堀 62 の 4 番地先
3	山吉田揚水機	迫川	宮城県登米市米山町西野字北土手外 61 番地先

4	西館揚水機第1取水口	荒川	宮城県登米市迫町佐沼字西館1－7番地先
5	西館揚水機第2取水口	長沼川	宮城県登米市迫町佐沼字西館1－7番地先

(適用図書)

第2－2条 本業務における設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準」を優先して適用する。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

(参考図書)

第2－3条 本作業の参考とする図書は、共通仕様書第2－1条によるほか次によるものとする。なお、最新のものを使用するものとする。

番号	名 称	発行所	制定（改訂）年月
1	農業農村整備事業のための河川協議の実務	農林水産省農村振興局 整備部水資源課	令和3年9月

(貸与資料)

第2－4条 貸与資料は次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	数量
1	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区土地改良事業計画書作成その他業務	1式
2	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区用水計画検討その他業務	1式
3	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区米山揚水機場他基本設計業務	1式
4	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区名寄調書その他作成業務	1式
5	令和7年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区高石揚水機場基本設計その他業務	1式
6	令和7年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区米山流域排水解析補足その他業務	1式
7	令和7年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区営農計画・効用調査その他業務	1式
8	河川法第95条協議 国営旧迫川地区用水 水利使用変更協議図書（平成30年4月24日付け同意）	1式
9	関係土地改良区転用調書（令和7年度分）[迫川沿岸土地改良区]、（令和6・7年度）[旧迫川右岸土地改良区]	1式
10	関係市町水田台帳（令和7年）[登米市、涌谷町] 〃 （令和5～7年）[大崎市]	1式

1 1	国営土地改良事業計画書の記載方法（R7.5）	1 式
1 2	国営旧迫川土地改良事業変更計画書（農業用排水）	1 式
1 3	国営旧迫川土地改良事業計画書（国営造成土地改良施設整備事業）	1 式

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第 2－5 条 第 2－2 条、第 2－3 条及び第 2－4 条に示す適用図書、参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （１）適用図書、参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （２）適用図書及び参考図書は、作業時点の最新版を用い、作業中に改定された版には、監督職員と協議するものとする。
- （３）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- （４）貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。

（関連業務）

第 2－6 条 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

番号	業 務 名	業務実施期間
1	令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区土地改良事業計画書とりまとめその他業務	令和 8 年 4 月 16 日～ 令和 9 年 3 月 12 日
2	令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区費用対効果分析その他業務	令和 8 年 5 月 26 日～ 令和 9 年 3 月 18 日

第 3 章 作業内容

（作業項目及び数量）

第 3－1 条 この業務における作業項目は次のとおりである。

なお、詳細は別紙 1 【作業項目内訳表】に示すとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
1 準備作業	1 式	
2 現地調査	1 式	
3 基礎諸元整理及び転用位置図等作成	1 式	現行水利権面積 5,268.9ha (平成 25 年 3 月時点)
4 用水計算	1 式	
5 点検取りまとめ	1 式	

(作業の留意点)

第3-2条 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 第2-2条、第2-3条及び第2-4条に示す適用図書、参考図書及び貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (4) 業務履行中において、一部成果物の提出を求める場合は、受注者はこれに協力するものとする。
- (5) 最終成果物の提出に伴い、業務全体の概要が理解できるダイジェスト版を作成するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（水利用実態及び地元要望等把握段階）

第3回 中間打合せ（面積整理、基礎諸元整理、用水量計算開始前段階）

第4回 中間打合せ（用水量計算結果とりまとめ前整理段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いのうえで打合せなどを行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R等）により別途1部提出するものとする。

- (2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)
なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県大崎市古川中里6丁目7-10 古川合同庁舎3階
東北農政局北上土地改良調査管理事務所 宮城支所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) 関係機関等との調整により作業項目等に追加が生じた場合
- (6) その他

(業務スライドの試行)

第6-2条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過したのちに日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適切となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。

- (7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が (2)、(6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。

第 7 章 定めなき事項

(定めなき事項)

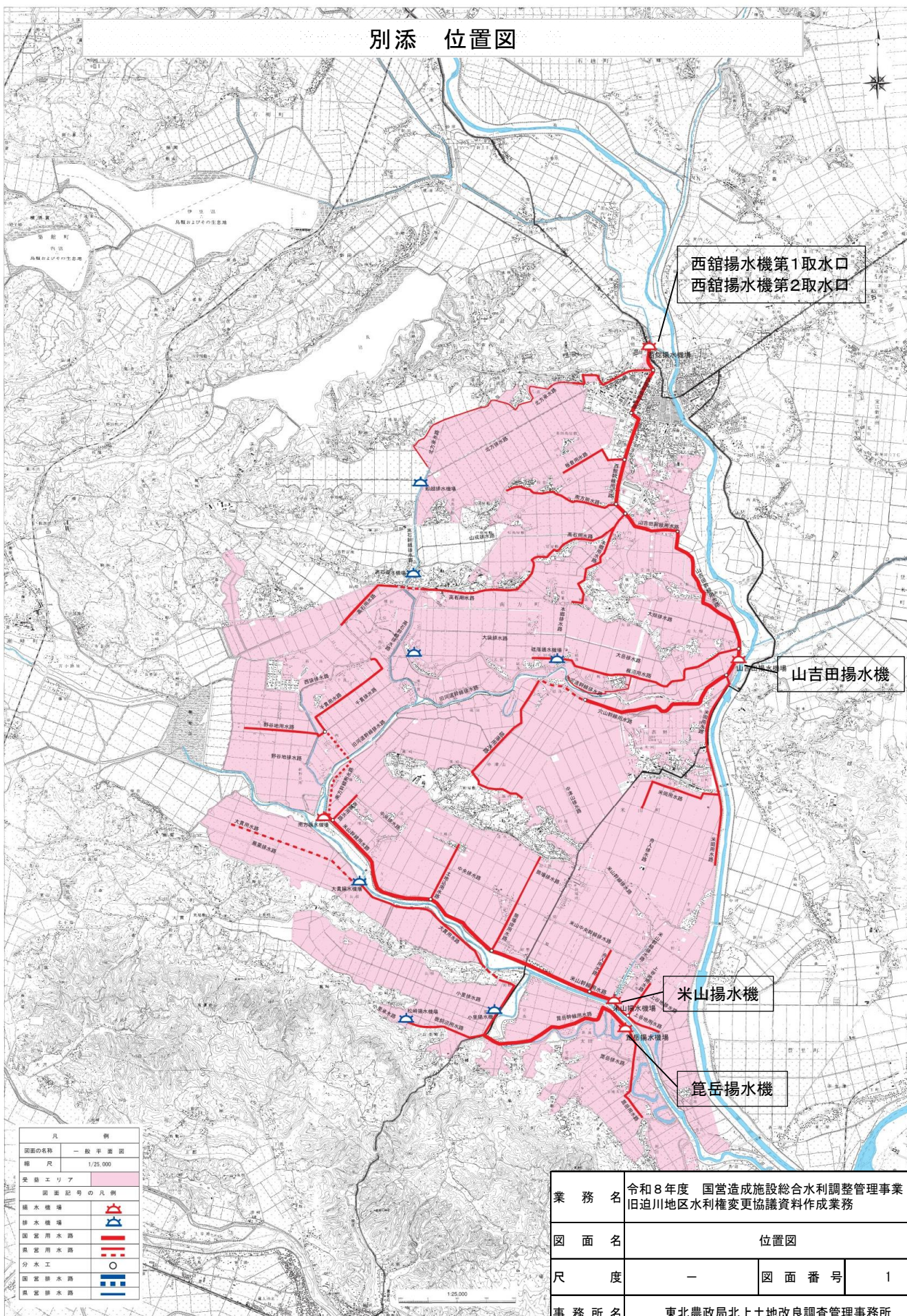
第 7－1 条 この特別仕様書に定めのない事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 1

【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄
1 準備作業	貸与資料から作業に必要な資料を整理し、内容を把握するとともに作業計画を樹立する。	○ (内業)
2 現地調査	地区内の用水系統を現地で確認するとともに関係機関から受益面積及び水利用実態、要望等の聞き取り及び情報収集を行う。	○ (外業)
3 基礎諸元整理及び転用位置図等作成	貸与資料、現地調査等を踏まえ、転用面積、受益面積（令和 8 年 4 月 1 日時点）、至近 5 か年の転作率、関係機関の要望を反映した基礎諸元を整理し、基礎諸元対比表、転用位置図等を作成する。 なお、受益面積は過年度業務において、令和 5 年度まで整理済みである。	○ (内業)
4 用水計算	3 の整理結果を基に転用面積の減や転作率の変更などを踏まえた 3 ケース程度にて用水量及び水収支計算を行うものとする。 また、用水計算は、計画基準年（昭和 33 年）の計画水収支計算（雨あり、雨なし）を行うものとする。 なお、水収支計算のプログラムについては、既存のプログラムを使用する。	○ (内業)
5 点検取りまとめ	成果物の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	○ (内業)

別添 位置図



凡 例	
図面の名称	一般平量図
縮 尺	1/25,000
受益エリア	
図面記号の凡例	
排水機場	
排水機場	
国営用水路	
県営用水路	
分水工	
国営排水路	
県営排水路	

業 務 名	令和8年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 旧迫川地区水利権変更協議資料作成業務		
図 面 名	位置図		
尺 度	—	図 面 番 号	1
事 務 所 名	東北農政局北上土地改良調査管理事務所		